超高層建築物等の短期間審査「対象建築物拡大」のご案内

日本建築センターは、中低層免震建築物等の構造性能評価について、「短期間審査」を実施し、 お客様からご好評をいただいております。

2023年4月より、「短期間審査」の対象建築物を、従来の高さ 60m以下から高さ 100m以下に 拡大し、超高層建築物を対象に加えることになりましたので、ご案内いたします。

(1)短期間審査について

随時受付・随時完了による部会形式により、かつ少人数の担当評価員による短期間の審査方 式とし、委員会で受付・完了報告を行う方式に比べて審査期間の大幅な短縮が可能です。 (受付から性能評価書発行まで:約2~5週間)

(2) 対象建築物

高さ 100m以下の免震建築物及び制振建築物等

高さ 60mを超える建築物については、次の項目に該当するものに限ります。

- ・建物形状、架構形式等が著しく特殊でない建築物
- ・特殊な制振装置、特殊な材料等が採用されていない建築物
- ・既存構造部分(既存杭を含む。)が含まれない建築物
- ・特定天井に該当する天井がない建築物
- ・免震建築物の耐風設計指針(JSSI)による免震層の風応答状態ランクがA又はBとなる建築物
- ・原子力発電所重要棟などの特殊な機能が要求されない建築物

なお、これらに該当する場合であっても、評価員の判断、審査件数の状況により、超高層・ 免震等建築物構造審査委員会で審査する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 短期間審査の流れ

お客様(設計者) 大臣認定までの流れ ・法的扱い、評価基準等、どのような内 ◆常勤評価員、担当職員が承 容でもお気軽にご相談ください。 ります。 ・事前相談には、建物概要・図面・設計 ◆企画段階、基本設計段階等 事前相談 方針等の資料を適宜ご用意ください。 早い時期からのご相談をお ・WEB 会議システムによる事前相談も 受けいたします。 ・申請書と資料をご提出ください。 受 付 ・担当評価員から指摘事項があれば追加 ◆受付後、部会形式により直 審査 検討書等の作成をお願いします。 ちに審査を開始します。 間 (Web 開催可能) (Web参加・対面いずれかを選択可能) ◆審査は、評価員(原則3 度 名)により行います。 ◆審査終了後速やかに性能評 ・性能評価書をお受け取りください。 性能評価書発行 価書を発行します。 ・国土交通省に大臣認定申請用図書をご 大臣認定の申請 ◆大臣認定申請の資料の作 提出ください。 成、日程調整等、大臣認定 の申請手続きを無料でお手 伝いします。 ・大臣認定書をお受け取りください。 大臣認定

(4) 実施時期:2023年4月から事前相談等を実施する案件

○お問い合わせ・ご相談は、お気軽に下記までご連絡ください。

一般財団法人日本建築センター 評定部 住宅・新技術課

中低層等免震制振構造性能評価 担当:原、西田、宮本、木村、梶間

TEL: 03-5283-0467 FAX: 03-5281-2823